

5 その他

全国公立学校教頭会 全国研究大会開催要綱

(令和4年3月改正)

1. 大会組織・大会開催地・日程等

- (1) 全国研究大会の主催は全国公立学校教頭会（以下、全公教）、運営は開催都道府県（以下、開催県）とする。
- (2) 開催ブロックはローテーション（北海道→近畿→中国→九州→東北→東海北陸→四国→関東甲信越）の順とする。但し、開催県はブロック内で決定する。）
- (3) 開催期日及び開催都市については、全公教と協議のうえ理事会で決定する。
開催期日については、7月下旬から8月上旬の間とし、8月6日と9日は避ける。
- (4) 開催日数については2日間とする。開会行事・シンポジウム、分科会、記念講演閉会行事を原則とする。
- (5) 開催方法は参集型とネットワーク型を併用したハイブリッド方式を原則とする。

2. 研究内容等

- (1) 全国統一研究主題に基づいて大会を開催する。
サブテーマ及び文言等は全公教研究部と協議の上、開催ブロック及び開催県で決定する。
- (2) 研究課題・分科会については、6課題8分科会を原則とする。加えて、特別分科会Ⅰ（全公教が主管）特別分科会Ⅱ（開催県実行委員会主管）も開催する。

3. 大会関連諸会議等

- (1) 全国大会の引継打合会は、当年度・次年度・次々年度の開催県役員及び全公教役員により原則10月に全公教事務局（東京）に参集型で開催する。
- (2) 提言者説明会は原則1月にオンライン型で開催する。

4. 会計

- (1) 大会経費は主に全国研究大会助成金から執行する。適正な執行に努め、可能な限り経費節減を目指す。
- (2) 開催に伴う委託業者については、開催県が複数の中から公平公正に選定し決定する。

5. その他

- (1) 大会全般にわたり運営の効率化・省力化をめざす。
- (2) 感染症拡大等の緊急時においては、オンライン開催など方法を工夫し、会員の安全安心を最優先にした大会運営を図る。

全国公立学校教頭会 全国研究大会運営要領

(令和7年10月改正)

1. 大会組織・大会開催地・日程等

(1) 主催・運営

研究大会の計画・運営等は開催県が具体的に進め、必要に応じて全公教総会・理事会・役員会等で提案・承認(確認)を得ながら進めていく。大会実行委員長は開催前年の10月から全公教役員会へ定例で参加し、連絡調整を密に行う。

(2) 開催地実行委員会の役割

- ①運営組織および大会運営 ②日程 ③予算原案 ④業者指定(全公教と相談)
- ⑤諸会場の選定(通信環境の確認を含める) ⑥シンポジウムの企画・運営
- ⑦記念講演の企画・運営 ⑧特別分科会Ⅱの企画・運営
- ⑨提案者、助言者、司会、記録との連絡調整
- ⑩大会案内、大会要項・集録の作成、発送等

(3) 開催形式

- ・参集型とオンライン型を併用したハイブリッド型で開催する。
- ・オンライン型の運営については全公教が中心になり、配信業者、開催地と連携をとって進める。
- ・全体会(開会行事・講演・シンポジウム)は全会員に向けたライブ配信を行う。

(4) 参加人数 前年度、第2回理事会で承認された参加要請数に基づく

(5) 参加要請数

- ①全国大会には、原則として各県少なくとも各分科会に2名以上の参加とするよう配慮する。小・中に分かれている教頭会・副校長会などについては、別に考慮する。
- ②参集参加者の基本人数を会員数の3%とする。各県ごとの取組もあるが、代表参加制の原則に基づいて、どの大会においても参加要請数は同じ数(3%)にしていく。ただし、開催県状況によっては、参加要請数を変更することもある。
- ③全国大会開催のブロックの参集参加者については、ブロック大会を兼ねるという側面もあるので要請数を多くする(5~10%程度)。
- ④提言のある分科会についてその担当の都道府県の参加数を増やす。
- ⑤次期開催県、2年後開催県については、参加数を増やす。
- ⑥オンライン参加者の基本人数を会員数の7%とする。
- ⑦1分科会の参集・オンライン合計の参加者数は400名までとする。
- ⑧開催ブロックと開催県との協力関係を、さらに深めて開催するようにする。
- ⑨大会運営上ある程度の参加人数が必要であり、要請数が満たせない県については、当該ブロック・全国大会実行委員会・全公教で対応を検討する。

(6) 緊急時への対応

自然災害(台風・地震・津波等)・事件事故・感染症拡大等の緊急時においては、何よりも参加者の安全確保を優先とする。また、副校長・教頭として学校対応が想定される場合などを充分配慮し、参集型の縮小、完全オンライン開催への移行、大会中止等の判断を速やかに行う。具体的な開催方法や内容等については全公教と大会実行委員会が協議し決定する

2. 研究内容等

(1) 研究内容の推進

開催県研究部長および次期開催県研究部長は、必要に応じて全公教研究部会にオンラインで参加し、大会の研究内容について協議し連携を図る

(2) 研究主題 全国統一研究主題とする。

(3) サブテーマ

大会実行委員会は全国統一研究主題を深め特色ある大会にする等の観点から、全国公立学校教頭会と密接な連携を図りつつサブテーマを設定することができる。全体会では、できるだけサブテーマをふまえた研究を深めるようにする。

(4) シンポジウム

シンポジウムは、サブテーマを中心に討議を深めていくことが望ましい。シンポジストについては、地元開催都道府県が中心になり、全国公立学校教頭会と連携を保ちながら3名を選定する。そのうち1名は可能な限り文部科学省関係者等とする。

(5) 研究課題および開催分科会数 全国共通研究主題（6課題8分科会）

①第1～5課題においては全国共通研究課題の内容例・視点例を参考に研究を深める。なお、それらは社会の変化や当面する課題等をふまえ適宜改善していく。

②第6課題と特別分科会Ⅰは全公教が企画し、開催県と協力して運営を行う。

③特別分科会Ⅱは開催県実行委員会が企画運営する。

(6) 分科会提言分担

全国、ブロックまたは開催都道府県の2本立てとする。

①提言者は全国1名、地区（ブロック）または開催都道府県1名の2名とする。ただし、第1課題と第5課題は、全国2名、地区（ブロック）1名、開催都道府県1名の4名とし、AB2分科会に振り分ける。

②各教頭会・副校長会の組織的・協働的研究の成果を踏まえた継続的研究を発表する。

③提言に当たっては、副校長・教頭としての関わりを明確にする。

④大会要項に載せる提言の柱立ては次の例を基本とする。

－研究主題－ 1 主題設定の理由 4 研究の概要 2 研究のねらい 5 研究の成果
3 研究の経過 6 今後の課題

(7) 分科会グループ協議

①参加型分科会の趣旨が生かせるように分科会運営を推進する。（グループの構成人数、グループ協議の進め方、全体協議とグループ協議の効果的な関わり方と時間設定、会場設営の工夫等）参集参加者は小グループ協議が可能な場で、また、オンライン参加者はオンライン会議システムのグループ機能を利用してグループ協議を行う。

②詳細については、開催地実行委員会と全公教研究部が協議する。

(8) 分科会指導助言等

①指導助言者は各分科会2名（行政・校長等より各1）とし、行政の助言者は大会実行委員会が開催都道府県で依頼し、校長等は全公教役員会が全公教顧問会に依頼する。

指導助言者は原則として事前の「分科会運営協議会」に参加し、会の運営、進行を理解し、提言者との連携を密にした上で適切な指導助言を行う。

②全公教研究部員は、分科会の趣旨説明やまとめ等をする。

3. 大会関連諸会議

(1) 提言者への説明及び研修（2回・オンライン）

①提言者執筆説明会（前年度9月）

全公教の統一研究課題、全国研究大会のテーマ・サブテーマ等の説明を行い、提言内容がより学びの多いものとなるよう説明を行う。また、原稿の作成要領、スケジュールなどの確認を行う。

②提言者研修会（前年度1月）

事前に提出された提言原稿（案）を全公教研究部、大会実行委員会等が修正した部分を中心に、提言ごとに協議を行い、より良い研究発表に高めていくことを目標として行う。

(2) 大会実行委員会 引継打合せ会（大会終了後10月ごろ）

当年度大会実行委員会・次年度大会実行委員会において、実行委員長及び研究担当、広報担当、会場担当、会計担当の長を含む10名までが参加し、次年度大会への引継ぎ、打ち合わせを行う。また、次々年度開催実行委員会からも5名までが参加することができる。

4. 会 計

(1) 予算計画

開催地の実行委員会は前々年度までに大枠の予算案を立案し、それをもとに、全国公立学校教頭会役員会と協議しながら進めていく。正式な大会予算案は前年度第3回理事会・開催年度総会で提案・審議・決定する。（参加費も含む）

(2) 全国研究大会助成金

全国公立学校教頭会から開催県への全国大会研究助成金は、前々年度、前年度、当該年度に分けて交付する。交付後、開催年度までの研究活動や運営に使うことができる。ただし、オンラインに関わる通信関係の費用（配信業者委託費用・会場専用回線敷設費用）については含まない。（全公教一般会計より支出）

(3) 大会参加費

大会参加費については、大会運営に必要な経費（支出）を積算し、その後、収支が適正となるよう金額を設定する。その際、参加者の負担をできるだけ軽減するよう配慮する。

(4) 会計処理

①全国大会研究助成金 収支報告

前々年度・前年度の3月役員会に助成金の「支出報告書」を提出し、支出状況、使途等についての確認を受ける。

②全国研究大会会計報告

大会終了後、会計決算報告は実行委員会における会計監査、全公教での大会会計監査を経た上で年度末の3月理事会に諮り、次年度総会で承認を得ることとする。

(5) 予算執行

物価高騰により経費節約を意識した上での適正に予算執行を行う。執行後は領収書等の添付、摘要を明示し、公正かつ厳正な会計処理を行う。また、支出超過が起らないよう、細やかに処理を行い予算内決算の実現を目指す。

決算において余剰が出た場合は全公教に戻入を行う。超過支出となった場合は、その原因等を明示し、対応策を含め全公教役員会と対応を協議する。

(6) 業務委託

専門的な業務については、実行委員会の負担を少なくするために業務委託を行い効率化を図る。業務委託は原則1業務について1業者とし、必ず実行委員会がその業務の進捗を確認しながら進めていく。

(7) 業者選定

本会は任意団体ではあるが、構成する会員がすべて公務員であることから、業者に業務委託等する場合は公平・公正な形で（業者選定委員会を開く等）業務選定を行う。

■業者選定の手順（例）

- ①業務委託仕様書の作成………委託する業務についての同一文書で明確に業者に提示
- ②業者への声かけ………これまでの関りや、地域、会社情報等から数社に声掛けを行い、業務委託への参加を依頼する。
- ③資料の提出………業者からの資料提出を依頼する。
 - ・会社概要　・これまでの取り組み事例　・本大会業務への取組内容
 - ・仕様書をもとにした委託費用見積書
- ④業者選定会議の実施………業者選定の際には業者選定委員会を設定し、公正・公平に選定を行う。（可能ならば外部専門家の意見も聴取する）
- ⑤業者選定の基準………提出された資料を基に、会社の信頼性、業務への経験や専門性、仕様書を受けての提案性や実効性、費用の見積金額等を総合的に比較検討して業者を選定する。金額のみの入札ではなく、会社の信頼性、専門性、そして費用面を考慮し、大会の円滑な大会運営を目的とした選定とする。
- ⑥選定理由の明確化………業者選定後は、選定した理由や判断を明確にし、説明ができるようにしておく

(8) 全公教の負担

以下の経費については全公教一般会計から支出する。

- ①オンライン配信に関わる費用（オンライン配信業者委託費用・通信回線の増設費用）
- ②全公教（役員・専門部員・顧問会指導助言者・顧問会担当者・事務局）の派遣費用
- ③全公教が企画・運営する第6分科会及び特別分科会Ⅰの講師等派遣費用

5. ネットワーク活用

(1) オンライン配信

オンライン配信の運営については全公教が担当し、開催実行委員会と連携しながら進める。

(2) オンライン配信業者の選定

オンライン配信業者の選定については、全公教役員会が業者選定委員会を開催し、校正・公平な視点で行う。選定期間は1期（3年）、選定期間は1期前の2年目10月頃とする。

(3) 会場下見の実施

会場選定の際には、会場下見を行い大会実行委員会と全公教で決定する。その際には配信業者によるオンライン配信に関する通信環境、実際の運用等を確認を行う。

6. その他

(1) 大会要項　大会参加者のみに配付する。（紙またはデジタルデータ）

(2) 大会集録　全会員にデジタルデータで配付する。

(3) 後援団体、来賓対応

後援団体、来賓の決定については、全国公立学校教頭会役員会が主体となる。

ただし、開催地の来賓等については大会実行委員会が決定する。

(4) 運営全般について

①運営全般について、緊密な連絡を図るため開催地と全国公立学校教頭会役員会の連絡窓口を一本化する。準備・開催期間・事務処理等全般を通じて開催地実行委員会の連絡責任者を固定し、全国公立学校教頭会事務局長と連絡を取り合う。

②大会の事務処理については、先例にこだわることなく合理化することが望ましい。

- ③開・閉会行事について、周到な計画を立てる。(時間を短縮する)
- ア文部科学省の出席・祝辞を要請する。(交渉担当：全公教)
 - イ開催地関係の祝辞は可能な限り本人が出席して祝辞を得られるよう努める。(交渉担当開催地実行委員会)
 - ウ校長会(全連小・全日中)への臨席依頼を行う。
 - 祝辞は輪番で依頼する。(担当：全公教)
 - エ開・閉会の宣言はできるだけ簡単にする。
- ④後援名義使用許可願の申請は全国公立学校教頭会役員会で執り行う。
- ⑤大会をPRする方策をあらかじめ立てておく。(行政、会員、報道関係に対して)